24 契第 1739 号
平成 24 年 10 月 15 日

入札参加資格登録業者　各位

会津若松市長　　室　井　照　平
（　公印省略　）

会津若松市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱いについて

会津若松市発注工事では、「会津若松市工事請負契約約款」第 10 条第２項に基づいて、現場代理人が工事現場へ常駐することを義務付け、「会津若松市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準」において常駐の緩和措置を定めていますが、今回下記のとおり取り扱うこととし、同運用基準を改正しましたのでお知らせします。（改正後の運用基準は市ホームページ「入札・契約情報」の「1. お知らせ・通知」に掲載。）

記

**現場代理人の常駐義務緩和要件の取り扱いについて**

現場代理人の現場常駐義務の緩和措置要件について、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化を踏まえ、現行運用基準の２「現場代理人を兼務することができる工事の対象」中、（１）で定める緩和要件について、今後、次のとおり取り扱いを行います。

**【今後の取り扱い】**※下線部改正箇所

**アからウまでの全ての要件を満たし、かつ、市長が品質管理、安全管理等現場代理人の業務に支障がないと認める工事について、同一者が<u>3 件まで</u>現場代理人を兼務することができる。**

**ア　同種工事であること。**
**ただし、土木一式工事、舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事については、同種工事として取り扱うものとする。**
**イ　市が発注する工事であること。**
**ウ　<u>当初請負金額がそれぞれ 2,500 万円未満の工事であること。</u>**
**<u>ただし、兼務する工事の当初請負金額の総額が 3,000 万円以上とならないこと。</u>**

【緩和後の具体例】

改正により兼務が可能となる組み合わせ
・2,000 万円＋800 万円・・・・・・・・・〇
・1,500 万円＋1,000 万円＋400 万円・・〇
（3 件以内、各工事 2,500 万円未満で合計が 3,000 万円以上でないため兼務可）

改正後も兼務ができない組み合わせ
・1,500 万円＋1,000 万円＋600 万円・・×（合計が 3,000 万円以上のため不可）
・2,600 万円＋　200 万円＋100 万円・・×（ひとつの工事が 2,500 万円以上のため不可）

【適用日】平成 24 年 10 月 15 日から適用する。
※要件を満たす場合には、当該適用日以前に受注した工事との兼務も可とする。

事務担当　契約検査課入札契約グループ　Tel ０２４２－３９－１２１７

# 会津若松市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準

平成24年１月26日　決裁
平成24年６月27日　決裁
平成24年10月15日　決裁

会津若松市工事請負契約約款（平成８年４月12日決裁）第10条第２項ただし書に基づく現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和措置（以下「緩和措置」という。)について、以下に定める事項により運用するものとする。

## １　緩和措置

緩和措置は次に掲げる措置とし、その取扱いについては２以降に定める。

(1)　現場代理人の兼務
(2)　現場代理人の常駐の免除

## ２　現場代理人を兼務することができる工事の対象

次の(1)から(3)までについて、現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、低入札価格調査の対象となった工事及び市が入札公告又は入札通知書等において現場代理人を兼務することができない旨の規定をした工事については対象外とする。

(1)　アからウまでの全ての要件を満たし、かつ、市長が品質管理、安全管理等現場代理人の業務に支障がないと認める工事について、同一者が３件まで現場代理人を兼務することができる。
ア　同種工事であること。
ただし、土木一式工事、舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事については、 同種工事として取り扱うものとする。
イ　市が発注する工事であること。
ウ　当初請負金額がそれぞれ2,500万円未満の工事であること。
ただし、兼務する工事の当初請負金額の総額が3,000万円以上とならないこと。

(2)　市が発注した同一の場所又は近接した場所における密接な関連のある複数の工事で、市長が認める工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に基づき同一の専任の主任技術者の管理が認められる工事を含む。）については、 同一者が現場代理人を兼務することができる。
ただし、この場合、現場代理人が稼動中の一方の工事現場を離れ、他方の工事現場において、その任務を執り行う場合には、当該現場代理人に代わる者を指名しなければならない。

(3)　その他市長がやむを得ないものとして認める工事については、同一者が現場代理人を兼務することができる。

## ３　現場代理人を兼務する場合の留意事項

(1)　現場代理人を兼務するに当たっては、以下の事項に留意させるものとする。
ア　現場代理人は、緩和措置により兼務することが認められた各工事（以下「対象工事」という。）の運営、取締りを徹底すること。
イ　現場代理人は、対象工事の安全管理、工程管理に一層配慮をすること。
ウ　現場代理人は、対象工事の市の担当者及び工事現場との連絡を確実に行う体制を整えること。

(2)　対象工事の工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備が確認された場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

## 4　現場代理人を兼務する場合の変更契約時の取扱い

契約当時に現場代理人の兼務がなされた工事について、設計変更等による変更契約により２に定める条件を満たさなくなったとしても引き続き現場代理人の兼務を認めるものとする。ただし、市長が適当でないと認める場合は現場代理人の兼務を取り消すものとする。

## 5　現場代理人の常駐の免除

次に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。ただし、常駐を免除する具体的な期間については、設計図書又は工事打合簿等の書面により明確にしておくものとする。

(1)　工事の全面的な中止期間（会津若松市工事請負契約約款第20条に基づき、工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等人為的な事象により、建設業者の責に帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、工事を施工できないと認められ、市から工事の全部について一時中止命令がだされた期間）

(2)　工場製作のみが行われている期間（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間）

## 6　現場代理人の常駐を免除する場合の留意事項

５の規定により現場代理人の常駐を免除される場合であっても、連絡体制の整備、安全管理等の徹底を行うこと。

## 7　適用日

この運用基準は、決裁日から施行する。